

様式第1号（第3条関係）

大津市空家バンク物件登録申込書

年 月 日

（宛先）

大津市長

住 所

氏 名

電話番号

大津市空家バンク事業実施要綱の各規定を理解し、及び次に掲げる事項を承諾の上、同要綱第3条第2項の規定により、物件の登録を申し込みます。

- 1 空家の売買又は賃貸借に係る交渉に関わる全ての事項については、大津市と協定を締結する宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）の会員である宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）に媒介又は代理を依頼します。
- 2 宅建協会及び宅建業者に対して、今回、登録を希望する空家に関する情報提供を行うことを承諾します。
- 3 大津市空家バンク事業実施要綱第3条第3項に該当する者ではありません。
- 4 大津市が物件の登録に必要な範囲で、関係機関に照会を行うことに同意します。
- 5 登録希望内容は、別紙 大津市空家バンク登録カードに記載したとおりで間違いありません。

注

- 1 大津市は、本事業の実施に関し、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協定を締結しています。
- 2 大津市は、登録された物件に関する情報の提供は行いますが、当事者間で行う物件の売買、賃貸等に関する交渉及び契約に際しての媒介及び代理行為は行いません。
- 3 宅建業者と媒介又は代理契約を締結した後は、その契約書の写しを大津市に提出してください。契約書の写しの提出をもって、空家物件登録台帳に登録します。
- 4 当事者間で直接の交渉及び契約を希望される場合については、登録はできません。
- 5 宅建業者の媒介又は代理行為には、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が必要となります。
- 6 登録された個人情報、大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の規定に基づき、本事業の目的以外には利用しません。